資料 2

第二次いわき市 子ども・子育て支援事業計画 -骨子案-

第1章 計画の概要

■ 1 計画期間・対象

◆ 計画期間:令和2年度から令和6年度(5か年)

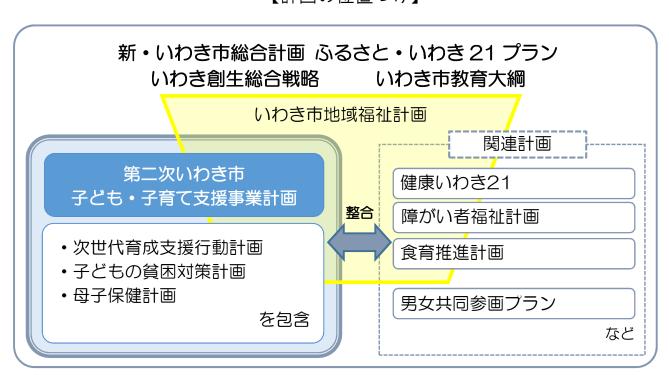
◆ 対象者: 概ね 18 歳未満の子どもとその家庭

2 計画の位置づけ

現計画の見直しによる第二次計画とする。

- ◆ 子ども・子育て支援法(以下「法」)に基づく法定計画として策定すること
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定すること
- ◆ 思春期の保健対策等を加えた母子保健計画を包含すること
- → 今回の見直しにより、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、「子どもの 貧困対策計画」としての性格を加える

【計画の位置づけ】



第2章 現状と課題

▌ 1 子ども・子育てをめぐる現状

- ◆ 各種統計結果等を基に把握
 - 児童人口の減が総人口の減を上回っており、少子高齢化が一層進行
 - 児童数が減少する反面、保育所等の利用者数・利用率は上昇傾向
 - 児童虐待や子どもの貧困問題などが顕在化 など
- ◆ 潜在ニーズ等を把握するためのアンケート調査を基に把握
 - 子育てに不安などを感じている保護者が比較的多い(H26調査時と同程度)
 - ・ (子どもの生活実態調査の結果から加筆)

など

2 子ども・子育てをめぐる課題

(1) 現計画の総括について

- ◆ 法に定められた 13 事業はすべて着手。基本目標、基本施策に掲げた取組み を計画的かつ着実に推進
 - 母子保健及び子育てコンシェルジュによる相談体制を整備
 - 認定こども園の認可や放課後児童クラブの整備等を推進
 - 妊産婦健康診査事業や産後ケア事業等を拡充
 - 学校、幼稚園、保育所、子どもの遊び場や道路側溝等の除染 など

(2) 現計画の総括を踏まえた課題

- 少子高齢化や核家族化など、社会情勢等の変化などにより増加している子育ての負担感や不安感の軽減を図ること
- 子育て世帯のニーズに対応する的確な情報提供を行うこと
- 保育需要の増加や多様化に対応した保育環境を整備すること
- 児童虐待や子どもの貧困などの様々な課題に対応すること など

第3章 基本方針

1 基本理念

〇基本理念〇

基本理念については、現計画の考え方を踏襲しつつ、より分かりやすく、伝わりやすい表現とするため、キャッチフレーズ的な文言に変更してはどうか。

【考え方】

【現計画の基本理念と考え方】

① 基本理念

すべてのこどもが、家庭や社会の中で、ひとしく、 すこやかにはぐくまれ、自らも成長し、 未来(みらい)をひらいていくことができるよう支援していく

② 考え方

子どもは未来を築くかけがえのない存在であり、子どもたちを等しく「すこやかに」育むのは、「笑顔あふれる」家庭、「成長を見守り、助ける」地域社会全体と考えます。

そして子ども自らも、家庭、地域社会とともに考え、成長しながら、将来、家庭はもとより、復興を目指す地域社会を支える人材や国際社会等へはばたく人材となります。

そのための未来(みらい)へつながる施策を推進し、支援していきます。

2 基本目標

基本目標I

安心して子どもを産み育てるために

相談体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に取り組みます。

多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備など、就労と子育ての両立 の支援に取り組みます。

基本目標Ⅱ

子どもが健やかに育まれるために

子どもの権利が守られ、自分を大切にする心を育むことができる環境づくり や、子どもの健康、疾病の予防、生活習慣の基礎づくりなどに取り組みます。 様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を高めるための豊かな 学びの土壌づくりに取り組みます。

基本目標皿

支援を必要とする子どもとその家庭のために

きめ細かな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、 児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組みます。

ひとり親家庭等の負担軽減を図るなど、配慮が必要な家庭を支え、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅳ

子育てを地域全体で支えるために

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域における様々な主体が連携しながら、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本目標

I 安心して子どもを産み育てるために

I-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

基本施策

I-2 就労と子育ての両立支援

I 子どもが健やかに育まれるために

Ⅱ-1 健やかな心が育まれるための支援

Ⅱ-2 子どもが健康に育つための支援

Ⅱ-3 切れ目のない療育支援

Ⅱ-4 確かな人間力を育む教育の推進

Ⅲ-1 児童虐待防止対策の推進

Ⅲ-2 子どもの貧困対策の推進

Ⅲ-3 ひとり親家庭等への支援

IV 子育てを地域全体で支えるために

Ⅳ-1 共創による子育て支援

Ⅳ-2子育て支援に関わる人材の育成

第4章 子ども・子育て支援施策

基本目標I

安心して子どもを産み育てるために

■ I-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- ◆ 少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会の変化に伴い生じる様々なニーズに対応し、妊娠・出産・子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援や情報提供の充実を図るなど、引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 希望する妊娠・出産を実現し、地域の中で安心して育児ができるよう、正しい知識の 普及・啓発や相談支援等の一層の充実、健診の受診勧奨、関係機関との連携強化等が必要となっています。
- ◆ 子育て世帯が安心して子どもを産み育てるため、家庭はもとより、地域社会全体でも、 安全・安心に配慮した生活環境づくりの充実が必要となっています。

(1) 相談体制・情報提供の充実

[主な取組み]

- 母子保健及び子育てコンシェルジュ等による相談体制の充実
- 子育て親子の交流・相談を行う地域子育て支援拠点事業の実施
- 子育て支援アプリ等による情報発信

(2) 妊娠・出産・産後への支援

「主な取組み」

- 妊産婦健診事業
- いわきっ子健やか訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)
- 不奸治療費助成事業

(3) 安心して子育てできる生活環境の整備

「主な取組み」

- 三世代同居•近居支援事業
- 赤ちゃんの駅事業
- 都市公園等における遊具の点検・改修

Ⅰ - 2 就労と子育ての両立支援

- ◆ 子育て世代の女性就業率の上昇や働き方の多様化などに対応し、子どもの健やかな成長を支えるため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等をはじめとする多様な教育・保育環境の充実が求められています。
- ◆ 妊娠・出産・子育てについて自らの意思が尊重され、仕事と家庭、地域生活との両立を図ることができるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた意識の醸成や環境の整備が必要となっています。

(1) 多様な教育・保育環境の整備

「主な取組み」

- 延長保育事業、一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(2) 子育てしやすい雇用環境の整備

- 女性活躍推進企業の認証やイクボス宣言企業の支援
- 育児休業制度の普及推進に向けた各種セミナー等の開催

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために

▋Ⅱ-1 健やかな心が育まれるための支援

- ◆ 保育所や学校、家庭、地域社会等、あらゆる環境下において、子どもが人格を持った 1 人の人間として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、意識の醸成や 1 人ひ とりの状況に応じた支援を行う必要があります。
- ◆ 子ども1人ひとりが、「かけがえのない大切な存在」として、いのちや人と人との絆を大切にし、健康で豊かな心が育まれるよう、家庭、地域、学校などの関係機関が連携・協力しながら支援を行う必要があります。

(1) 子どもの人権尊重・健全育成

[主な取組み]

- 「いのちを育む教育」の推進
- 子ども健康教育相談・健やか教育相談
- スクールカウンセラー等の配置

Ⅱ-2 子どもが健康に育つための支援

- ◆ 子どもが健康で安全・安心に暮らしていくことができるよう、家庭や保育所等と連携 した幼児期からの生活習慣の基礎づくりや健診受診、疾病の予防等に努めていく必要が あります。
- ◆ 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医 や小児精神科医の確保をはじめ、関係機関の連携強化など、小児医療提供体制の充実を 図る必要があります。

(1) 生活習慣の基礎づくり

[主な取組み]

- 乳幼児健康診査(4か月、10か月、1歳6か月、3歳)
- 食育教室や離乳食教室等の開催

(2) 疾病予防の充実

「主な取組み〕

- 予防接種事業
- フッ化物洗口事業

(3) 小児医療の充実

[主な取組み]

- 乳幼児医療費、子ども医療費助成事業
- 小児・周産期・母子医療の充実

■ Ⅱ-3 切れ目のない療育支援

- ◆ 障がいのある子どもの育ちを支えていくためには、早期の「気づき」と関係機関の 連携による子どもや家族の状態に応じた適切な支援を行うことが必要です。
- ◆ 小学校入学など、大きな環境の変化により、子どもや保護者が抱く不安などを軽減するため、保育所、幼稚園、小学校等の連携による切れ目のない支援を行う必要があります。

(1) 障がいの早期発見・相談・支援

[主な取組み]

- 乳幼児発達医療相談会の開催
- 発達障がい児等を養育する保護者を対象とするペアレント・トレーニングの実施
- いわきっ子入学支援シートの活用による切れ目のない支援

■ Ⅱ-4 確かな人間力を育む教育の推進

- ◆ 人格形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを 通じて「生きる力」を身に着けるため、成長過程に応じた適切な教育活動など、豊 かな学びの土壌づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 「生きる力」を育成するため、家庭・学校・地域等が、有機的に協働し、「多様な 主体による協働型の教育」を推進していく必要があります。

(1) 家庭教育・学校教育の充実

- 家庭教育講座の開催
- 「学びの習慣づくり」推進事業
- ・ 生徒会長サミット事業

基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもとその家庭のために

■ Ⅲ-1 児童虐待防止対策の推進

- ◆ 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが懸念されるため、関係機関、地域が連携し、虐待の予防、早期発見など、地域で子どもを守る対策の強化が必要です。
- ◆ 子ども自身も、一人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なと きは助けを求めることができることを地域全体で伝えていく必要があります。

(1) 児童虐待防止対策の推進

[主な取組み]

- 家庭相談員等の配置
- 要保護児童対策地域協議会の開催

■ Ⅲ-2 子どもの貧困対策の推進

- ◆ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の 支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を行う必要があります。
- ◆ 生活に困窮する子育て世帯が地域で孤立を深めないようにしつつ、関係機関が連携 し、それぞれの家庭の情報を活用し、効果的な支援につなげていく必要があります。

(1) 子どもの貧困対策の推進

- 幼児教育・保育の無償化
- 保育所等が行う実費徴収への補足給付
- 生活困窮世帯等を対象とした子どもの学習支援

■ Ⅲ-3 ひとり親家庭等への支援

◆ ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭は、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きい傾向にあることから、支援を必要とする家庭が安心して子育てできるよう、総合的に支援を行っていく必要があります。

(1) ひとり親家庭への支援

[主な取組み]

- ・ ひとり親家庭への医療費給付事業
- 児童扶養手当
- 父子母子福祉手当

(2) 障がいのある子どもとその家庭への支援

[主な取組み]

- 重度心身障がい者への医療費給付事業
- 特別児童扶養手当
- 重度心身障害児童福祉金

外国人の子どもや保護者がいる家庭、多胎児がいる家庭や障がいを持つ保護者がいる 家庭等についても、個々の状況やニーズを的確に把握しながら、既存の取組みの中で支 援していきます。

基本目標Ⅳ 子育てを地域全体で支えるために

■ IV-1 共創による子育て支援

- ◆ 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育んでい。 くことができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていく必要があります。
- 地域の関係者やNPO法人、子育て支援団体などの関係機関と行政が連携し、地域全 体で子育てを支援する共創の仕組みづくりを進める必要があります。

(1) 子育てに関わる地域活動や相互支援の推進

[主な取組み]

- ファミリー・サポート・センター事業
- 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業

■ Ⅳ-2 子育て支援に関わる人材の育成

- ◆ 多様な教育・保育の環境整備により、保育の受皿を確保するため、保育士や幼稚園 教諭をはじめとする子育てに関わる人材の確保に取り組む必要があります。
- ◆ 質の高い教育・保育を進めていくため、子育てに関わる人材の知識や技能等の習得 に向けて取り組んでいく必要があります。

(1) 子育て支援に関わる人材の育成

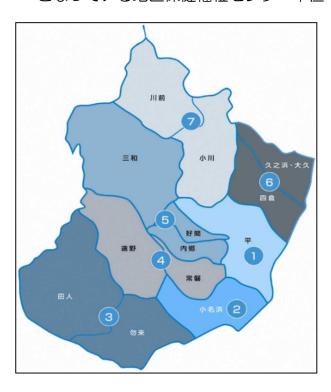
- 潜在保育士復職支援研修会の開催
- 子育て支援員研修事業

第5章 需給計画 … (別紙参照)

■ 1 制度の概要

(1)教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域」は、保健福祉等の申請・相談窓口となっている地区保健福祉センター単位(7区域)に設定。



- ①平地区
- ②小名浜地区
- ③勿来•田人地区
- ④常磐•遠野地区
- ⑤内郷•好間•三和地区
- ⑥四倉・久之浜・大久地区
- ⑦小川•川前地区

(2)事業等ごとの区域設定

■教育・保育施設及び地域型保育事業の区域設定

認定区分	区域
1号認定〜3号認定 (幼稚園・保育所、認定こども園、地域型保育事業)	7区域

■地域子ども・子育て支援事業の区域設定

認定区分	区域
利用者支援事業 地域子育で支援拠点事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業(いわきっ子健やか訪問事業) 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ	7区域
実費徴収に係る補足給付事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市

第6章 計画の推進

■ 1 計画の推進体制・進捗管理

- 市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)において、点検・ 評価を実施。
 - 「需給計画」は、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、必要の都度、見直しを実施。
 - 個別の取組みについては、毎年度、点検・評価・見直しを実施。